

広島県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年一月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市高坂町真良三三二番四地先から 三原市高坂町真良一八四六番一地先まで 三原市高坂町許山五九五番地先から 三原市高坂町許山五七五番一地先まで 三原市高坂町真良三三二番四地先から 三原市高坂町許山五七五番一地先まで	旧	一一・〇〇〇〇 一四五・〇〇〇〇 九・二〇〇〇 二・八〇〇〇	九二一・二二〇 二二六・五〇〇 七五〇・〇〇〇	
三原市高坂町真良三三二番四地先から 三原市高坂町真良一八四六番一地先まで 三原市高坂町許山五九五番地先から 三原市高坂町許山五七五番一地先まで	新	一一・〇〇〇〇 一四五・〇〇〇〇 九・二〇〇〇 二・八〇〇〇	九二一・二二〇 二二六・五〇〇	トリプルウェイ解除 ダブルウェイ 県道天草三原 線と重複 不用物件延長 七三八・〇〇〇 メートル